

様式1【証明書】の記入例

確認②

設備名称をユーザに確認して記載して下さい。

この項目には、設備の減価償却年数を定めた「機械及び装置の耐用年数表」の55区分の設備名称を記載してください。

日本鍛圧機械工業会が証明書発行できる設備は、下記の16区分です。それ以外の設備の証明書発行はできません。

日本鍛圧機械工業会が証明書発行する設備

産業分類番号	設備の用途
3	繊維工業用設備
5	家具又は装備品製造業用設備
10	プラスチック製品製造業用設備
13	窯業又は土石製品製造業用設備
14	鉄鋼業用設備
15	非鉄金属製造業用設備
16	金属製品製造業用設備
17	はん用機械器具製造業用設備
18	生産用機械器具製造業用設備
19	業務用機械器具製造業用設備
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備
21	電気機械器具製造業用設備
22	情報通信機械器具製造業用設備
23	輸送用機械器具製造業用設備
24	その他の製造業用設備
43	建築材料、鉱物 又は金属材料等卸売業用設備

詳しくはホームページをご覧ください。
 日本鍛圧機械工業会ホームページ
 「耐用年数表(鍛圧機械関係の新旧対比表)」
https://j-fma.or.jp/legal_commentary/life-table

(様式1)

一般社団法人 日本鍛圧機械工業会指定用紙	
整理番号	

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明書

設備の種類	機械及び装置
設備の用途又は細目	家具又は装備品製造業用設備

当該設備の概要	設備の名称	パネルベンダー
	設備型式	PB-100型
	納入数量	1台
	納入年月	2016年 8月 (実績又は予定を記入すること)
	設置場所	(事業所名) キッチン厨房工業株式会社 (所在地) 東京都港区東京タワー下3-3-3

該当要件	1. 該当	2. 非該当
10年以内に発売された製品であるか	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
「生産性向上」(旧モデル比生産性年1%向上)に該当するか (※)比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
対象要件への該当	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>

当該要件欄に記載してある事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

20 年 月 日

〒105-0011
 東京都港区芝公園3丁目5番8号
 機械振興会館308号室
 電話: 03-3432-4570
 一般社団法人 日本鍛圧機械工業会
 代表理事会長 川西 宣明 印

当該設備は、上記のとおりであることを証明します。

2016年 9月 10日

製造業者等の名称	日本鍛圧機械工業株式会社
製造業者等の所在地	東京都港区芝公園10-9-8
代表者役職名	取締役 製造部長
代表者氏名	鋼 鉄之助 (鋼) 印
担当者氏名	千端 聖士
担当者連絡先(電話番号)	03-1234-5678

(注) 本証明書は、中小企業等経営強化法第13条第4項に基づく経営力向上設備等であって、地方税法附則第15条第46項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法第13条第1項に基づき経営力向上計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額(160万円)以上であること、改正法(※)の施行日から平成31年3月31日までに取得すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは当該税制の概要をご参照ください。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>
 ※中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第58号)

確認①

この名称は変更しないで下さい。

確認③

全て「1」に○印を付けて下さい。
 ※「2」に○を付けると証明書の発行は出来ません。

確認④

「製造業者等の名称」(申請者)は、基本的にメーカー名です。しかし、海外メーカーの日本人や代理店は、この欄への記載が認められています。
 ※輸入された設備においても海外メーカー名となりますが、輸入商社等で申請手続きの代行は認められています。

確認⑤

しかるべき役職者名を記載し、押印して下さい。
 (例:社長、事業部長、部長など。)
 ※海外メーカーの場合は、押印の代わりにサインが必要となります。
 原紙ではなく、pdfも認められます。

確認⑥

日鍛工会員の場合、当会窓口担当者が望ましいですが、営業等の担当者でも構いません。
 また、海外メーカーの設備を輸入する場合は、商社(代理店)の社名・担当者名をご記入下さい。

記入例 2

様式2【チェックリスト】の記入例

確認⑧

証明書(様式1)の「納入年月」に記入した「年」を記載して下さい。

確認⑨

全て「1」に○印を付けて下さい。
※「2」に○を付けると証明書の発行は出来ません。

確認⑩

「一代前モデル」の販売開始年を記載して、番号に○印を付けてください。
裏付け資料が必要です。
(納品書控や納入仕様書等)
※日鍛工会員は、裏付け資料の提出は不要です。資料を自社で保管して下さい。

確認⑬

ここには数値のみ記載してください。
記載例での算出方法
{(8枚/h-5枚/h)÷5枚/h} ÷
(2012年-2002年)=0.06
⇒ 年平均 6%の生産性向上

(様式2)

【チェックリスト】

		製造業者記入欄	証明者 チェック欄
販売開始日の要件	当該設備は、取得等をする年度から起算して10年以内に販売が開始されたものである。	1. 該当 2. 非該当	
		<当該(申請する)設備の販売開始年> 販売開始年: 2012年 取得等をする年: 2016年	
要件	「生産性向上」要件 当該設備の一代前モデルと比較して年平均1%以上の生産性向上を達成している。 (※) 比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	1. 該当 2. なし	
		<一代前モデルの販売開始年> 1. あり (販売開始年: 2002年) 2. なし	
要件	当該設備の一代前モデルと比較して年平均1%以上の生産性向上を達成している。 (※) 比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	1. 該当 2. 非該当	
		<比較指標>	
		(*) 以下の1~4までのいずれかの指標で比較。	
		1. 生産効率【時間当たりの生産量】 2. 精度【 】 3. エネルギー効率【 】 4. その他【 】	
要件	<指標数値> (一代前モデル): 5枚/h (当該設備): 8枚/h		
		<生産性向上>	
		年平均 6%	
対象要件への該当		1. 該当 2. 非該当	

確認⑦

当該モデルの販売開始した年を記載して下さい。
ユーザーの取得年から遡って10年以内に販売開始されたかを確認します。
裏付け資料が必要です。
(納品書控や納入仕様書等)
※日鍛工会員は、裏付け資料の提出は不要です。資料を自社で保管して下さい。

確認⑪

どれか一つを選択して○印を付け、その項目の【 】に比較指標を記載してください。
【時間当たりの生産量】や
【1分間当たりの生産速度】etc.

確認⑫

指標数値と単位を記載して下さい。
この数値の裏付け資料が必要です
(仕様書やカタログ等)
※日鍛工会員は、裏付け資料の提出は不要です。資料を自社で保管して下さい。

年平均を算出する計算式は以下となります。

- ① 当該モデル数値が一代前モデル数値より大きくなる場合(生産量が増大する等)

$$\frac{\text{当該モデル数値} - \text{一代前モデル数値}}{\text{一代前モデル数値}} \div (\text{当該モデル販売開始年度} - \text{一代前モデル販売開始年度})$$

- ② 当該モデル数値が一代前モデルより小さくなる場合(消費電力量の削減や精度アップ等)

$$\left(\frac{1}{\text{当該モデル数値}} - \frac{1}{\text{一代前モデル数値}} \right) \div \frac{1}{\text{一代前モデル数値}} \div (\text{当該モデル販売開始年度} - \text{一代前モデル販売開始年度})$$

この計算式を「生産性向上要件の計算書」として、別紙で提出して下さい。

記入例 3

ユーザーが複数の機械及び装置を同じ時期に取得する場合の
様式1【証明書】と様式2【チェックリスト】の記入例

【「一式」での申請について】

ユーザーが税務申告の際に「一式」として固定資産台帳に計上する場合に限りです。
※それぞれの機械を別々に資産計上をする場合は、機械ごとの証明書申請となりますので、注意してください。

注意①

メインの機械・装置の設備
名称を記載して下さい。

(様式1)

一般社団法人 日本鍛圧機械工業会指定用紙

整理番号

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明書

設備の種類	機械及び装置
設備の用途又は細目	金属製品製造業用設備

当該設備の概要	設備の名称	プレス機械
	設備型式	JFMA-2016型(プレス機本体)+搬送装置一式
	納入数量	1台
	納入年月	2016年8月(実績又は予定を記入すること)
設置場所	(事業所名)	凸凹金属工業株式会社
	(所在地)	東京都千代田区永田町10-10-10

該当要件	10年以内に発売された製品であるか	1. 該当	2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年1%向上)に該当するか	1. 該当	2. 非該当
	(※)比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。		
	対象要件への該当	1. 該当	2. 非該当

該当要件欄に記載してある事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

20 年 月 日

〒105-0011
東京都港区芝公園3丁目5番8号
機械振興会館308号室
電話：03-3432-4570
一般社団法人 日本鍛圧機械工業会
代表理事会長 川西 宣明 印

当該設備は、上記のとおりであることを証明します。

2016年 9月 10日

製造業者等の名称 日本鍛圧プレス機械株式会社

製造業者等の所在地 東京都港区芝公園12-12

代表者役職名 取締役 プレス製造部長

代表者氏名 銅 庄太郎 印

担当者氏名 坪天 茂男

担当者連絡先(電話番号) 03-9876-6789

(注) 本証明書は、中小企業等経営強化法第13条第4項に基づく経営力向上設備等であって、地方税法附則第15条第46項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法第13条第1項に基づき経営力向上計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額(160万円)以上であること、改正法(※)の施行日から平成31年3月31日までに取得すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは当該税制の概要をご参照ください。
(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>)
※中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第58号)

注意②

この欄に機械・装置名を全て記載して、「一式」として下さい。

(様式2)

【チェックリスト】

製造業者記入欄	証明者 チェック欄
<p>販売開始日の要件</p> <p>当該設備は、取得等をする年度から起算して10年以内に販売が開始されたものである。</p> <p>〈当該(申請する)設備の販売開始年〉 販売開始年：2014年 取得等をする年：2016年</p> <p>〈一代前モデルの販売開始年〉 1. あり(販売開始年：1996年) 2. なし</p>	<p>1. 該当</p>
<p>「生産性向上」要件</p> <p>当該設備の一代前モデルと比較して年平均1%以上の生産性向上を達成している。 (※)比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。</p> <p>〈比較指標〉 (*)以下の1~4までのいずれかの指標で比較。 1. 生産効率【時間当たりの生産量】 2. 精度【 】 3. エネルギー効率【 】 4. その他【 】</p> <p>〈指標数値〉 (一代前モデル)：50個/h (当該設備)：120個/h</p> <p>〈生産性向上〉 年平均 7.8%</p>	<p>1. 該当</p>
対象要件への該当	1. 該当 2. 非該当

注意③

納入する「一式」の数量を記載して下さい。
※納入数量の単位は「台」です。
この欄に「式」は使用しないで下さい。

注意④

この記載は、メインとなる機械・装置の当該モデル、一世代前モデルの販売開始年や指標数値を記載して下さい。

【比較すべき旧モデルが全くない新製品について】

固定資産税軽減の「経営力向上設備証明書」は、生産性向上設備投資促進税制の「先端設備証明書」と基本的に同様のスキームで証明書を発行します。

下記は、先端設備証明書発行に際して、2014年4月18日に経済産業省から「比較対象のない設備」に関して通達されたものです。

大変厳格な要件となっておりますので、ご注意ください。

✓ 手引きのQ&A(5ページ)に記載のある「比較対象が全くないものは、比較する指標がないため、最新モデル(本証明書では当該モデル)であることのみが要件となります」とは、例えば新設会社における第1号製品など、非常に限定的な場合のみを指す。

✓ 従って、メーカーから「今回、新商品を出しました。今までには無い設備(従来の系統とは違う設備)なので、生産性の比較は不要です。」と申請があったとしても、安易に「比較不要」と判断することは不可。

✓ 新商品であっても、まずは(同じ系統でなくとも)社内の類似する機能・性能を持つ設備を何かしら抽出してもらい、その設備と比較するようにメーカーに指示をお願いしたい。

✓ それでも比較するものが見つからない場合は、類似する機能・性能を持つ設備が社内には一切ないことをメーカーに説明してもらい、その内容が工業会として納得できた場合に限り、「比較対象が全くないため、最新モデル要件のみで可」と判断いただきたい。

✓ なお、その場合、証明書の「生産性向上」欄は、『比較すべき旧モデルが存在しない新製品であるため、比較不要』等と記載。

(様式1)

一般社団法人 日本鍛圧機械工業会指定用紙	
整理番号	

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明書

設備の種類	機械及び装置
設備の用途又は細目	家具又は装備品製造業用設備

当該設備の概要	設備の名称	パネルベンダー	
	設備型式	PB-2017型	
	納入数量	1台	
	納入年月	2016年 10月 (実績又は予定を記入すること)	
	設置場所	(事業所名) キッチン厨房工業株式会社 (所在地) 東京都港区東京タワー下3-3-3	

該当要件	10年以内に発売された製品であるか	<input checked="" type="radio"/> 1. 該当	<input type="radio"/> 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年1%向上)に該当するか (※) 比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	<input checked="" type="radio"/> 1. 該当	<input type="radio"/> 2. 非該当
	対象要件への該当	<input checked="" type="radio"/> 1. 該当	<input type="radio"/> 2. 非該当

該当要件欄に記載してある事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

20 年 月 日

〒105-0011
東京都港区芝公園3丁目5番8号
機械振興会館308号室
電話：03-3432-4570
一般社団法人 日本鍛圧機械工業会
代表理事会長 川西 宣明 印

当該設備は、上記のとおりであることを証明します。

2016年 9月 10日

製造業者等の名称 日本鍛圧機械工業株式会社

製造業者等の所在地 東京都港区芝公園10-9-8

代表者役職名 取締役 製造部長

代表者氏名 綱 鉄之助 印

担当者氏名 千端 聖士

担当者連絡先(電話番号) 03-1234-5678

(注) 本証明書は、中小企業等経営強化法第13条第4項に基づく経営力向上設備等であって、地方税法附則第15条第46項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法第13条第1項に基づき経営力向上計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額(160万円)以上であること、改正法(※)の施行日から平成31年3月31日までに取得すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは当該税制の概要をご参照ください。

(<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>)

※中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第58号)

確認1
ここに○印を付けて下さい。

確認2
「比較すべき旧モデルが全く無い」場合は、この欄の番号に○印は必要ありません。

(様式2)

【チェックリスト】

		製造業者記入欄	証明者 チェック欄
該 当	販売開始日の要件	1. 該当 2. 非該当 <当該(申請する)設備の販売開始年> 販売開始年: 2016年 取得等をする年: 2016年 <一代前モデルの発売開始年> 1. あり(販売開始年: 20 年) 2. なし	
	要件	1. 該当 2. 非該当 <比較指標> (*) 以下の1~4までのいずれかの指標 で比較。 1. 生産効率【 】 2. 精度【 】 3. エネルギー効率【 】 4. その他【 】 <指標数値> (一代前モデル): 『比較すべき旧モ デルが存在しない (当該設備): 『比較すべき旧モ デルが存在しない 新製品であるため、 比較不要』 <生産性向上> 年平均 %	
対象要件への該当		1. 該当 2. 非該当	

確認3
ここに○印を付けてください。

確認6
比較すべき旧モデルが全くない新製品
の場合は、この『「生産性向上」に該当す
るか』の要件欄には、○印を含め何も記
載する必要はありません。

確認4
販売を開始した年を記載して
下さい。
ユーザーの取得年から遡って
10年以内に販売開始された
モデルかを確認します。
裏付け資料が必要です。
(納品書控や納入仕様書等)
※日鍛工会員は、裏付け資料の
提出は不要です。資料を自社
で保管して下さい。

確認5
比較すべき旧モデルが全くない
新製品の場合は「2. なし」
に、○印を付けて下さい。

確認7
「比較すべき旧モデルが全く無い」
場合は、この部分に以下の
文言を記載して下さい。

『比較すべき旧モデルが存在
しない新製品であるため、比
較不要』

この文書は「Microsoft
Word」で作成してあります。
ソフト機能の「挿入」にある
『テキストボックス』を使って
下さい。